技術管理者の要件及び提出書類について

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令(以下「指定調査機関等省令」という。)第5条第1項各号で定める技術管理者の要件及び提出書類については、 具体的には以下のとおりです。

(指定調査機関等省令第5条第1項)

環境大臣は、次のいずれにも該当する者に対し、技術管理者証を交付するものとする。

- 一 第11条に規定する技術管理者試験に合格した者
- 二 次のいずれかに該当する者
 - イ 土壌の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有する者
 - ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業(地質又は土質に係るものに限る。)の技術上 の管理をつかさどる者
 - ハ 土壌の汚染の状況の調査に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有 すると認められる者
- 三 次のいずれにも該当しない者
 - イ 次項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者
 - ロ 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ハ 法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

指定調査機関等省令第5条第1項第2号(次のいずれかに該当する者)の具体的内容は以下のとおりです。

イ 土壌の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有する者

(具体的な要件)

「土壌の汚染の状況の調査に関する実務経験」とは、我が国において、法第2条第1項及び法施行令第1条で定める特定有害物質を1物質以上含む土壌汚染の調査について、試料採取地点の選定を含む計画の立案、調査の実施、調査結果の評価・取りまとめを一貫して一定の責任を持って行った経験を指します。土壌等の試料の採取や測定・分析といった、調査の作業の一部の経験では、実務経験を有することにはなりません。

なお、調査の作業の一部を他社へ委託した場合でも、上記のとおり、調査の計画立案、 調査実施、調査結果の評価・取りまとめを実施責任者として行ったのであれば、実務経 験を有することとなります。

「実務経験」は、地下水調査のみ、地質調査のみなど土壌の汚染の状況の調査に関係のない調査は含みません。

「3年以上」とは、技術管理者証の交付申請時において、年1回以上調査を実施した

年が3回以上あり、かつ、最初に調査を行った時期から交付申請日まで3年間以上の期間が経過していることが必要です。

(具体的な証明書類)

別添 実務経験証明書 (調査を行った当時に申請者が所属していた団体の現在の代表者が証明するものである必要があります。)

ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業(地質又は土質に係るものに限る。)の技術上 の管理をつかさどる者

(具体的な要件)

「地質調査業の技術上の管理をつかさどる者」とは、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)による地質調査業者の登録を受けている者が置くものとされている、同規程第3条第1号イ~ハのいずれかの要件に該当する者です。

「建設コンサルタント業(地質又は土質に係るものに限る。)の技術上の管理をつかさどる者」とは、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による建設コンサルタントの登録を受けている者(登録部門が「地質部門」又は「土質及び基礎部門」であるものに限る。)が置くものとされている、「地質部門」又は「土質及び基礎部門」に係る同規程第3条第1号イ、ロのいずれかの要件に該当する者です。

なお、技術管理者証の交付申請時に、申請者本人が、実際に地質調査業者又は建設コンサルタントの登録を受けている機関に所属しているかどうかについては問われません。

(具体的な証明書類)

区分	必要となる証明書類
地質調査業者登録規程	地質調査業者の登録申請書類として国土交通省に提出し
第3条第1号イに該当する者	た技術管理者証明書(地質調査業者登録規程様式第5号
)の写し
地質調査業者登録規程	技術管理者認定通知書(国土交通省通知)の写し
第3条第1号口に該当する者	
地質調査業者登録規程	技術士登録等証明書(原本又は写し)
第3条第1号ハに該当する者	(技術部門が、建設部門(選択科目:「土質及び基礎」)
	、応用理学部門(選択科目:「地質」) 又は総合技術監理
	部門(選択科目:「建設一般並びに土質及び基礎」又は「
	応用理学一般及び地質」) のいずれかであるもの)
建設コンサルタント登録規程	【建設コンサルタントの登録部門が「地質部門」である
第3条第1号イに該当する者	場合】
	技術士登録等証明書(原本又は写し)
	(技術部門が、応用理学部門(選択科目:「地質」)又は

総合技術監理部門(選択科目:「応用理学一般及び地質」) であるもの)

【建設コンサルタントの登録部門が「土質及び基礎部門」である場合】

技術士登録等証明書(原本又は写し)

(技術部門が、建設部門(選択科目:「土質及び基礎」) 又は総合技術監理部門(選択科目:「建設一般並びに土質 及び基礎」)であるもの)

建設コンサルタント登録規程 第3条第1号ロに該当する者

建設コンサルタント登録規程 技術管理者認定通知書(国土交通省通知)の写し

ハ 土壌の汚染の状況の調査に関しイ及び口に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有 すると認められる者

(具体的な要件)

技術士法による第2次試験のうち技術部門を環境部門(選択科目「環境保全計画」又は「環境測定」に限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている技術士は、本要件に該当する者であると判断することとしています。

これ以外の者としては、例えば、大学の研究機関等で長年にわたり土壌の汚染の状況の調査等について研究した研究者などで、個別の審査により十分な知識及び技術を有すると認められた者については、本要件に該当することとなります。

(具体的な証明書類例)

技術士登録等証明書(原本又は写し)

(技術部門が、環境部門(選択科目:「環境保全計画」又は「環境測定」)であるもの)

実務経験証明書

技術管理者の氏名					
及所自建省の政治					
実施した土壌の	実施時期		調査の内容		
汚染の状況の調査					
	年	月			
	~ 年	月			
	年				
	~ 年	. 月			
	年 ~ 年	月 : 日			
	~ 4	月			
	<i>f</i>	н			
	年 ~ 年	月 - 月			
	4	- Д			
上記の者は、上記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。					
			年 月 日		
			5T 0H 1 Z		
			証明者		
証明者と被証明者との	り関係				
証明を得ることができ	きない				
場合にあっては、その	の理由				

証明者	fのi	担当	i者連絡先
部	署	名	:
担当	当者	名	:

T E L:

E-mai1: